2024 年 9 月 26 日
2025 年 1 月 30 日　修正
公益財団法人日本陸上競技連盟

東京 2025 世界陸上競技選手権大会　競歩種目日本代表選手選考要項

１．編成方針

2025 年度最重要国際競技会と位置づけ、より多くのメダルや入賞を獲得することを目標とし、メダル獲得及び 8 位入賞を目指す競技者で選手団を編成する。

２．開催地

東京

３．開催期間

2025 年 9 月 13 日（土）～21 日（日）

４．開催種目

男女

20km 競歩、35km 競歩

５．参加資格有効期間

（１）男女 20km 競歩 2024 年 2 月 25 日～2025 年 8 月 24 日

（２）男女 35km 競歩 ~~2023 年 11 月 5 日～2025 年 5 月 4 日~~

2024 年 2 月 25 日～2025 年 8 月 24 日

※ワールドアスレティックスのカウンシルにより、35 ㎞競歩の参加資格有効期間が変更になったことに伴い、参加資格有効期間を修正。

６．主なスケジュール

2024 年

2 月 25 日　　男女 20km 競歩、男女 35 ㎞競歩　資格記録有効期間開始

2025 年

3 月中旬　全選考競技会終了

4 月下旬　第 1 次日本代表選手発表

男女 20km 競歩、男女 35km 競歩の参加標準記録突破者による選考

8 月 24 日　男女 20km 競歩、男女 35km 競歩参加標準記録有効期間終了

8 月下旬　第 3 次日本代表発表

男女 20km 競歩、男女 35km 競歩のワールドランキング含めた選考

７．選考競技会

（１）男女 20km 競歩

・第 108 回日本陸上競技選手権大会・20km 競歩（2025／神戸）

・第 49 回全日本競歩能美大会（2025／能美）

（２）男女 35km 競歩

・第 108 回日本陸上競技選手権大会・35km 競歩（2024／高畠）

・第 109 回日本陸上競技選手権大会・35km 競歩（2025／能美）

８．資格記録

ワールドアスレティックス（以下「WA」という。）が定める参加標準記録、本連盟が定める派遣設定記録は下記の通り。

（１）参加標準記録

種目	男子	女子
20km 競歩	1 時間 19 分 20 秒	1 時間 29 分 00 秒
35km 競歩	2 時間 28 分 00 秒	2 時間 48 分 00 秒

（２）派遣設定記録

種目	男子	女子
20km 競歩	1 時間 18 分 30 秒	1 時間 28 分 00 秒
35km 競歩	2 時間 26 分 00 秒	2 時間 45 分 00 秒

※派遣設定記録の有効期間は、参加資格記録の有効期間に準じる。

９．選考基準

編成方針に基づき、WA が定める本大会の参加資格を満たした競技者の中から日本代表選手を選考する。 内定条件と選考条件を下記のとおり定める。 下記においては、項目の数字が若い順に優先するものとする。また、条件の充足に必要な競技会における順位については、より優先順位の高い項目により選考される競技者は含めずに数えるものとする。参加資格を満たしている競技者が 3 名をこえる種目については、下記の選考基準の優先順位に則り補欠競技者を各種目 1 名ずつ選考する。

（１）男女 20 ㎞競歩

１）内定条件

ⅰ）ワイルドカードによる参加資格を得た競技者。

ⅱ）第 108 回日本陸上競技選手権大会・20km 競歩（2025／神戸）（以下、「日本選手権」という。）において、最上位者、かつ、当該競技会において派遣設定記録を満たした競技者。

２）選考条件

ⅰ）日本選手権 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加標準記録有効期間開始日から

全選考競技会終了時点までに WRk 対象競技会において派遣設定記録を満たした競技者。

ⅱ）第 49 回全日本競歩能美大会（2025／能美）（以下、「全日本競歩」という。）において、3 位以内の成績を収めた競技者で、参加標準記録有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに WRk 対象競技会において派遣設定記録を満たした競技者。全日本競歩の順位で優先順位を決める。

ⅲ）日本選手権において 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加標準記録有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに WRk 対象競技会において参加標準記録を満たした競技者。日本選手権の順位で優先順位を決める。

ⅳ）全日本競歩において 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加標準記録有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに WRk 対象競技会において参加標準記録を満たした競技者。全日本競歩の順位で優先順位を決める。

ⅴ）参加標準記録を満たすことにより、または、基準ワールドランキング※（8 月 24 日以降に WA より公表）により本大会の参加資格を得た競技者。ただし、下記の項目（数字の若い順に優先）により優先順位を定める。

① 日本選手権の順位

② 基準ワールドランキングの順位

③ 参加標準記録有効期間内の記録

※参加標準記録の突破者も WA より公表される基準ワールドランキングに記載されている順位を確認する。

ⅵ）エリアチャンピオンシップにより資格を得た競技者
ただし、同エリア内から優勝者より高いワールドランキングを有する競技者のエントリーが無い場合に限る。

ⅶ）エントリー締め切り後に WA から追加による参加資格が認められた競技者。

（２）男女 35 ㎞競歩

１）内定条件

ⅰ）ワイルドカードによる参加資格を得た競技者。

ⅱ）第 108 回日本陸上競技選手権大会・35km 競歩（2024／高畠）（以下、「第 108 回日本陸上競技選手権」という。）において、最上位者、かつ、当該競技会において派遣設定記録を満たした競技者。

ⅲ）第 109 回日本陸上競技選手権大会・35km 競歩（2025／能美）（以下、「第 109 回日本選手権」という。）において、最上位者、かつ、当該競技会において派遣設定記録を満たした競技者。

２） 選考条件

ⅰ）第 109 回日本選手権 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加標準記録有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに WRk 対象競技会において派遣設定記録を満たした競技者。第 109 回日本選手権の順位で優先順位を決める。

ⅱ）第 108 回日本陸上競技選手権において、3 位以内の成績を収めた競技者で、参加標準記録有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに WRk 対象競技会において派遣設定記録を満たした競技者。第 108 回日本選手権の順位で優先順位を決める。

ⅲ）第 109 回日本選手権において 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加標準記録有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに WRk 対象競技会において参加標準記録を満たした競技者。第 109 回日本選手権の順位で優先順位を決める。

ⅳ）第 108 回日本陸上競技選手権において 3 位以内の成績を収めた競技者で、参加標準記録有効期間開始日から全選考競技会終了時点までに WRk 対象競技会において参加標準記録を満たした競技者。第 108 回日本選手権の順位で優先順位を決める。

ⅴ）参加標準記録を満たすことにより、または、基準ワールドランキング※（5 月 4 日以降に WA より公表されているもの）により本大会の参加資格を得た競技者。ただし、下記の項目（数字の若い順に優先）により優先順位を定める。

① 第 109 回日本選手権の順位

② 基準ワールドランキングの順位

③ 標準記録有効期間内の記録

※参加標準記録の突破者も WA より公表される基準ワールドランキングに記載されている順位を確認する。

ⅵ）エントリー締め切り後に WA から追加による参加資格が認められた競技者。

※基準ワールドランキングとは、WA から公表されるワールドランキングの内 20km 競歩は、2025 年 8 月 24 日以降、35km 競歩は、2025 年 5 月 4 日以降に WA から公表される参加資格の基準となるものをいう。

10．選考方法

（1）選考基準（1）1）ⅰ）～ⅱ）および（2）1）ⅰ）～ⅲ）による選考は、即時内定とし、専務理事が承認することにより決定する。

（2）選考基準（1）2）ⅰ）～ⅳ）および（2）2）ⅰ）～ⅳ）による選考は、全選考競技会終了後、編成方針及び選考基準に則り、強化委員会が原案を作成し、選考委員会の議を経て、専務理事が承認することにより決定する。

（3）選考基準（1）2）ⅴ）～ⅵ）および（2）2）ⅴ）による選考は、WA から本大会の出場有資格者が発表された後、編成方針及び選考基準に則り、強化委員会が原案を作成し、専務理事が承認することにより決定する。

（4）WA による全種目の未使用出場枠の再配分後による追加（選考基準（1）2）ⅶ）および（2）2）ⅵ）、 2025 年 8 月 24 日以降予定）： WA から追加による参加資格が認められた競技者について、強化委員会が原案を作成し、専務理事が承認することにより決定する。

11．補足

（１）代表選手は、編成方針及び選考基準に則って選考されるが、その派遣人数は 大会主催者が定めるエントリー数の上限の枠を保証するものではない。

（２）代表選手は本連盟または大会主催団体が定める義務及びその他必要事項を遵守するものとする。

（３）下記の項目に該当する場合は、代表を取消すことがある。

１）アンチ・ドーピング規則に反した場合

２）故障等により、競技力を発揮できない事態が生じた場合

３）前記（２）を遵守しない場合

（４）天災、疫病の流行その他の理由による選考競技会の開催中止またはその開催方法等の変更に伴い、選考競技会、選考基準及び選考方法について、専務理事の決定により、変更することができる。ただし、選考基準について基本的な考え方の変更を伴う場合には、理事会の決議を要するものとする。

以上